

『安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用） 第四版』

令和6年7月 更新箇所

ページ	P. 119	
目次名	「用途」チェックシート内、“用途要件の除外”	
更新箇所	旧	新
	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊、カナダ軍隊又はインド軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。	⑤自衛隊法に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊、オーストラリア軍隊、英国軍隊、フランス軍隊、カナダ軍隊、インド軍隊又はドイツ軍隊に対して貨物又は役務の輸出又は提供を行う。
修正理由	日独 ACSA の発効に伴う関係省令の改正（令和6年7月12日）を反映。詳細は こちら 。	